

事務連絡
令和6年1月17日

各都道府県自殺対策主管課（室）御中

厚生労働省社会・援護局
総務課自殺対策推進室

令和6年度地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）における
地域特性重点特化事業の申請について

平素より自殺対策の推進につきまして、御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記については、以下の方針により実施しますので、事業を申請する場合は、2月22日（木）までに別紙の申請書のご提出をお願いいたします。

記

1. 申請方法

別紙の申請書により、事業ごとに作成してください。

地域特性重点特化事業については、自治体におけるPDCAが特に重要であることから、以下の内容を必ず盛り込んでください。なお、「実施結果」「事後評価」「今後の進め方」の項目は、事業実施後に記入いただくため、申請時は記入不要です。

【課題の分析】

○その地域における自殺の現状

当該地域で特定の年代等（男女別、年齢階級別、職業別）のクロス集計における自殺者数、自殺死亡率の増加または減少の鈍化の事象、要因、居住地区などを把握する。

○事業案の検討

現状把握から導き出された課題を整理し、当該課題の解決・解消等に向け、効果の見込まれる方法・手段を検討し、事業案を策定する。

なお、従前から同様の事業を継続して実施している場合は、直近年度の事業の詳細（実施内容、対象者の人数等）、実施により得られた効果（【実施結果（実績報告時に記入）】に記載している点に注意）を詳細に記載し、これ

らを踏まえた上で、新年度の事業案ではどのような事業内容の改善を図るのかを明記する。

【事前評価】

○評価方法

事業の有効性等を評価するための項目・基準や評価指標を設定し、策定した事業案について、行政トップが責任者となる推進本部、外部有識者等により評価を行う（評価指標については、自殺対策計画策定の手引 P30～31 参照）

○評価結果

評価実施日、評価者、主な意見、それらを踏まえた評価結果をまとめる。

【事業内容（予定）】

○事業名称

○該当する事業メニュー（以下から選択）

- ①対面相談事業
- ②電話・SNS相談事業
- ③人材養成事業
- ④普及啓発事業
- ⑤自死遺族支援機能構築事業
- ⑥若年層対策事業
- ⑦深夜電話相談強化事業
- ⑧自殺未遂者支援事業、
- ⑨ゲートキーパー養成事業
- ⑩オンラインによるワンストップ総合相談事業
- ⑪地域連携支援強化事業（地域の様々な関係機関の繋ぎ役を担う専門職の配置）

○自殺総合対策大綱における区分（様式の別紙から選択）

○事業の詳細

- ・事業目的
- ・実施内容（件数、実施回数、配布枚数等も記載すること）
- ・対象者（人数、年齢層、職業等も記載すること）
- ・実施期間
- ・民間団体への補助事業又は委託事業であれば、当該団体の概要、実績、当該団体へ補助又は委託する必要性

○事業費

- ・総額
- ・主な経費内訳
 - ・人件費（人数）
 - ・補助金、委託金
 - ・その他の経費（用途別に記載。「旅費：〇〇円」など。）

○見込まれる効果

事業の内容に即して、この事業を行うからこそ見込まれる効果を記載すること（単に「自殺者数や自殺死亡率の低下」との記載は不可）。自殺者数や自殺死亡率の低下に向けた課題を特定した上で、当該事業により、どのように当該課題の解決を図り、どのような効果を見込むものか、「中間的な」指標等を用いて具体的に記載するとともに、その「中間的な」効果がどのように最終目標である自殺者数や自殺死亡率の低下につながるのかを意識した記載とすること。

○達成目標（現状・目標値）

定量的な指標であることが望ましい。自殺者数や自殺死亡率の変化ではなく、当該事業に応じた指標を設定すること（指標については、「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引（令和5年6月）P40～41参照）。

【実施結果（実績報告時に記入）】

○事業の詳細

- ・実施内容
- ・対象者（人数）
- ・実施期間

○事業費

- ・総額
- ・主な経費内訳
 - ・人件費（人数）
 - ・補助金、委託金
 - ・その他の経費（使途別に記載。「旅費：〇〇円」など。）

○実施により得られた効果

自殺者数や自殺死亡率の変化ではなく、当該事業に係る効果を記載すること。また、「～が期待される」といった根拠の乏しい記載ではなく、具体的に記載すること。

例：（相談事業の場合）相談者にどのような効果をもたらしたか。

（広報事業の場合）相談窓口を紹介するポスターを見て、どのくらい相談数が増えたか。

（研修事業の場合）研修直後及び一定期間後のアンケート調査等により測定した役立ち度等

○目標達成状況

【事後評価（実績報告時に記入）】

○評価方法

事業結果をもとに、

- ・見込んでいた効果・目標と、実際の効果・目標達成度の比較
- ・考えられる課題点、改善点

を取りまとめ、設定した評価項目・基準や評価指標に基づき、行政トップが責任者となる推進本部、外部有識者等により検証・評価を行う。例えば、「無職の中高年男性」等対象者を特定した事業を行う場合には、当該対象者の自殺者数や自殺死亡率を算出し、検証・評価に活用すること。

○評価結果

評価実施日、評価者、主な意見、それらを踏まえた評価結果をまとめる。

【今後の進め方（実績報告時に記入）】

○継続（地域特性重点特化事業または他メニュー）または事業終了

○その理由

※ 事業の実施による成果物（研修資料、アンケート結果を取りまとめたもの等）を、実績報告書類提出時に2部添付すること。

2. 申請時の注意点

- (1) 1つの自治体で地域特性重点特化事業を複数申請する場合は、優先順位をつけてください。
- (2) 市町村の事業については、都道府県においても当該事業の必要性・妥当性や、都道府県事業との重複等を厳正に審査いただき、真に必要と判断される事業のみ申請いただくようお願いいたします。
- (3) 記載内容に不足・不備が無いよう、提出前に十分確認をお願いいたします。市町村事業については、都道府県においても記載内容の確認をお願いいたします。

なお、記載内容に不足・不備がある場合には、採択を見送りする場合がありますのでご注意ください。

- (4) 当該事業の交付申請可能額は、都道府県の場合は都道府県事業の交付申請総額の3割、市町村の場合は各市町村における交付申請総額の3割まで（市町村については、交付申請総額が300万円に満たない場合は、90万円まで）とします。

なお、当該基準については、今後の申請状況も踏まえ、更に、縮小させて頂く可能性もありますのでご注意ください。

3. 事業の審査・採択

厚生労働省において申請書を受け付けた後、事業内容を厳格に審査します。後日、審査結果を通知する予定ですが、審査の結果、採択されない場合もありますので、ご注意ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

令和6年 1月17日（水）	本事務連絡発出
2月22日（木）	地域特性重点特化事業申請〆切
3月上中旬	厚生労働省による審査
3月中旬目途	採択結果の通知
3月下旬目途	内示通知
4月1日～	事業開始
5月下旬目途	交付申請書類提出期限 （正式な期限は別途お示しします）
8月下旬目途	交付決定通知書発出

以上

(連絡先)

厚生労働省社会・援護局総務課
自殺対策推進室地域支援係 村松、福田
電話：03-5253-1111（内線 2838、2279）
03-3595-2092（室直通）

令和6年度地域自殺対策強化交付金（地域特性重点特化事業）申請書における
選択項目一覧

○【事業内容】の「事業メニュー」欄は以下のいずれかを記載してください。

- ①対面相談事業 ②電話・SNS相談事業 ③人材養成事業
④普及啓発事業 ⑤自死遺族支援機能構築事業 ⑥若年層対策事業
⑦深夜電話相談強化事業 ⑧自殺未遂者支援事業、⑨ゲートキーパー養成事業
⑩オンラインによるワンストップ総合相談事業、
⑪地域連携支援強化事業（地域の様々な関係機関の繋ぎ役を担う専門職の配置）

○【事業内容】の「大綱での区分」欄は以下から該当するものを記載して下さい。
（灰色の大項目は除きます）

自殺総合対策大綱における区分	
1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	
1 (1) 地域自殺実態プロファイルの作成	
1 (2) 地域自殺対策の政策パッケージの作成	
1 (3) 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援	
1 (4) 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定	
1 (5) 地域自殺対策推進センターへの支援	
1 (6) 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進	
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す	
2 (1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施	
2 (2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施	
2 (3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及	
2 (4) うつ病等についての普及啓発の推進	
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する	
3 (1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証	
3 (2) 調査研究及び検証による成果の活用	
3 (3) 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供	
3 (4) 子ども・若者及び女性等の自殺等についての調査	
3 (5) コロナ禍における自殺等についての調査	
3 (6) 死因究明制度との連動における自殺の実態解明	
3 (7) うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究	
3 (8) 既存資料の利活用の促進	
3 (9) 海外への情報発信の強化を通じた国際協力の推進	
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る	
4 (1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進	
4 (2) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成	

4 (3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上
4 (4) 教職員に対する普及啓発等
4 (5) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上
4 (6) 介護支援専門員等に対する研修
4 (7) 民生委員・児童委員等への研修
4 (8) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上
4 (9) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
4 (10) 様々な分野でのゲートキーパーの養成
4 (11) 自殺対策従事者への心のケアの推進
4 (12) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援
4 (13) 研修資材の開発等
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
5 (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
5 (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備
5 (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備
5 (4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
6 (1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上
6 (2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実
6 (3) 精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置
6 (4) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上
6 (5) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
6 (6) うつ等のスクリーニングの実施
6 (7) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
6 (8) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
7 (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信
7 (2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実
7 (3) 失業者等に対する相談窓口の充実等
7 (4) 経営者に対する相談事業の実施等
7 (5) 法的問題解決のための情報提供の充実
7 (6) 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等
7 (7) ICTを活用した自殺対策の強化
7 (8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進
7 (9) インターネット上の自殺予告事案及び誹謗中傷への対応等
7 (10) 介護者への支援の充実
7 (11) ひきこもりの方への支援の充実
7 (12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

7 (13) 生活困窮者への支援の充実
7 (14) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等
7 (15) 性的マイノリティへの支援の充実
7 (16) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
7 (17) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知
7 (18) 自殺対策に資する居場所づくりの推進
7 (19) 報道機関に対するWHOの手引き等の周知等
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
8 (1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備
8 (2) 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
8 (3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
8 (4) 居場所づくりとの連動による支援
8 (5) 家族等の身近な支援者に対する支援
8 (6) 学校、職場等での事後対応の促進
9. 遺された人への支援を充実する
9 (1) 遺族の自助グループ等の運営支援
9 (2) 学校、職場等での事後対応の促進
9 (3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
9 (4) 遺贈等に対応する公的機関の職員の資質の向上
9 (5) 遺児等への支援
10. 民間団体との連携を強化する
10 (1) 民間団体の人材育成に対する支援
10 (2) 地域における連携体制の確立
10 (3) 民間団体の相談事業に対する支援
10 (4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
11 (1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
11 (2) 学生・生徒等への支援の充実
11 (3) SOSの出し方に関する教育等の推進
11 (4) 子どもへの支援の充実
11 (5) 若者への支援の充実
11 (6) 若者の特性に応じた支援の充実
11 (7) 知人等への支援
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
12 (1) 長時間労働の是正
12 (2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
12 (3) ハラスメント防止対策
13. 女性の自殺対策を更に推進する
13 (1) 妊産婦への支援の充実

13（2）コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援

13（3）困難な問題を抱える女性への支援
